

労働者数50人未満の
事業場の方へ

職場の健康づくりと 産業保健活動を応援します!!

ご利用は
全て無料です



医師からの 意見聴取

受けてますか……?

- ・健康診断で「異常所見があった労働者」の健康を保持するために必要な措置について、事業主が医師から意見を聴くことが必要です。
- ・健診後、3か月以内に毎年行う必要があります。
- ・労働安全衛生法第66の4により義務付けられています。

面接指導

長時間労働者
高ストレス者

無理してませんか!!

健康相談

労働者のこころとからだの
健康管理は大丈夫ですか?

健診データを改善
するポイントなど...
お伝えします!!

事業場訪問

保健師・労働衛生工学専門員
が訪問します。
職場の健康管理、作業環境管理、
健康講話など

健診結果や職場環境に
応じた改善の取組を
一緒に考えませんか!!

ぜひ、お申し込みを!! 裏面参照

対象地域：新発田市・聖籠町・阿賀野市・胎内市・村上市・関川村

新発田地域産業保健センター

一般社団法人新発田北蒲原医師会内

〒957-8577 新発田市本町4丁目16-83

問合せ：月～金曜日 12:00～15:00 電話 0254-23-8366

ホームページ <https://www.niigatas.johas.go.jp>

新潟産業保健

検索



ご利用の流れ

問合せ

◆ご利用にあたっては、事前に下記までお気軽にお問い合わせください。

 : 0254-23-8366 平日 12時～15時

申込み

◆申込書を提出してください。

申込書はこちらから



☛ 独立行政法人 労働者健康安全機構「新潟産業保健総合支援センター」

<ホームページ> <https://www.niigatas.johas.go.jp> [新潟産業保健](#) [検索](#)

相談のご案内>地域窓口(地域産業保健センター)>新発田地域産業保健センター

健康診断結果についての医師の意見聴取をご希望の場合

※下記の書類を揃えて提出してください。(窓口へ持参又は郵送)

1. 利用申込書  (PDF または Excel シート)に記載
2. 産業医指導証明書(Word)に記載 ( 記入例参照)
3. 健康診断結果の写し(有所見者のみ)

その他、ご希望のサービスに併せて、別途必要書類の提出をお願いします。

日程等の調整

◆面談場所・日程の調整をいたします(*事業所に近い場所を調整)

- ① 相談窓口(新発田地域産業保健センター)
- ② 医療機関(当センターの登録産業医が所属する医療機関)
- ③ 村上支所(村上市岩船郡医師会館)

相談・面談

◆面接会場にて事業場担当者に就業判定の結果や指導内容を説明し、書類を返却いたします。

訪問

◆希望や必要に応じ、事業場を訪問し従業員の健康相談等いたします。